

富士宮市立内房小学校における「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

(◇は芝川中学校区4校の取組、☆は内房小独自の取組)

本方針は、人権尊重の理念に基づき、内房小学校すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめは、どんな理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、残念ながら、どの児童にも、どこでも起こりうる可能性があります。すべての児童が安心して生活することができるように対応していきます。

いじめは、未然防止と早期発見・対応が最も重要です。なぜなら、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さが増大し、その対応が難しくなるからです。児童の思いを、周りの児童や大人が気付いたり、理解しようとしたりしながら児童を見守っていくことが重要です。

児童を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

（１）いじめについての共通理解を図ります

○いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。

◇スクールカウンセラーによる研修、「不登校初期対応マニュアル」を使った研修

◇職員会議での情報交換

○児童に対しても、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

◇「内房の手引き」を確認する集会でのいじめについての話（年度当初に、具体的に話す）

☆学級のルールづくりと見える化

（２）いじめが起こりにくい集団をつくります

○教職員は、児童理解を深め、児童との信頼関係を築き、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。

◇教育相談の実施

☆スクールカウンセラーによる全児童との面談 ※必要に応じて面談を継続

○学級をはじめ、異学年集団の活動の中で、児童同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぎます。

◇人間関係づくりプログラムとアンケートの継続実施、結果の共有と活用

◇配慮を必要とする児童への適切な支援

☆集団登校、清掃や行事での縦割り班活動

☆ふわふわ言葉の奨励

○授業での規律を大切に、分かる授業づくりを進めます。全ての児童が参加できる授業を行います。

☆「内房小の手引き」による授業に臨む姿勢の指導

☆「こどもの『分かる』」を保障する授業を目指した研修の実施

○児童が安全・安心に学校生活を送ることができると感じる「居場所」としての学級をつくります。

◇児童の頑張りを認める便りの発行（月予定便り、学校便り等を活用）

☆日常の振り返りで「友達のよいところ見つけ」の実施

☆HPを活用した児童の活動紹介

○児童たちの優しく温かい心を育むために、家庭での会話の機会を増やし、読書活動を推進します。

◇内房小健康の日（4校一斉メディアコントロールデー）と家庭読書の実施

（３）児童自らがいじめについて考える場や機会を設定します

○意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、児童自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。

◇自分たちの問題を自分たちで解決する話し合い活動の実施

○道徳の時間では、いじめに関連する様々な道徳的価値について、児童がじっくりと考えを深められるよう

指導します。

◇重点項目の設定と全教育活動を通した道徳教育の推進

◇考え議論する特別の教科「道徳」の推進

☆家庭での道徳的実践意欲を高めるため、親子で考える「道徳の日」の設定

○地域との関わり合いを大切にし、思いやることや感謝することの実体験（運動会や地域学習の場等を活用）を通して、相手に優しく接する態度を育てます。

◇地域行事への参加の奨励

3 いじめへの対処に向けた取組

（１）未然防止

○社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。

○過去の人間関係のトラブル等の情報を確実に引き継ぎ、全職員が統一した対応ができるようにします。

○学級活動や児童会活動等、児童が自主的にいじめの問題を自分のこととして捉え、議論する等、いじめ防止に資する活動に取り組みます。また、児童が正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを進めます。

○生徒指導だより「たけのこの里」を発行し、規律意識を高める足掛かりとします。

（２）早期発見

○学級の中での様子や、学校の中の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。

◇欠席した児童への電話連絡・家庭訪問

◇気になる表れについての報告の一元化（生徒指導主任への報告）

○例えば小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、初期段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。

◇心の健康観察アプリ（LEBER）による心の健康観察の実施

○定期的なアンケート調査や教育相談を実施することで、いじめを訴えやすい体制を整えます。

◇いじめアンケートの実施

◇担任教職員による教育相談やスクールカウンセラーとの面談の実施

◇スクールカウンセラー、不登校対策支援員、特別支援教育相談員による児童の見取りの実施

○保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

◇養護教諭による全校の欠席状況の確認と管理職への報告

◇保健室来室者の情報共有

◇スクールカウンセラー来校日の広報

◇長期休業前後の電話相談窓口の周知

（３）早期対応

○いじめの兆候を発見したり、気になる表れがあったりした場合、職員打合せや職員会議などで報告し、教職員・担任が一人で抱え込まずに情報を共有します。

◇気になる子の表れの報告・連絡・相談の徹底

○いじめを認知した場合は、すぐに「いじめを認知した際の学校の対応フロー図」により、校内いじめ対策委員会を設置し、いじめの態様に即した対策チームを編成して、いじめの原因を探り、必要に応じて専門家の協力を得ながら、再発を防止する措置をとります。（富士宮市いじめ基本方針）

○被害児童、及び、いじめを知らせてきた児童の安全を確保します。

○加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。必要に応じて、スクールカウンセラーや警察等の関係機関と連携し、本人だけでなく、保護者対応も迅速に行います。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自らの過ちを反省し、社会性の向上等、人格形成に主眼を置いた指導を行います。

4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会・学校評議員会の開催、学校便りの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- 自校だけでなく、芝川中学校区4校のインターネット(パソコン・スマホ・ゲーム等)によるいじめ問題について、保護者や地域にも広く発信し、家庭・地域での見守りを依頼します。また、保護者がインターネット(パソコン・スマホ・ゲーム等)に関する問題について、理解を図ることができる場を設定します。
 - ◇情報モラル講座(スマートフォン利用講座)の実施
 - ◇生徒指導便り等によるネットの使い方の注意
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援を行います。また、調査の目的や調査の進め方について、保護者や児童に説明し、保護者と共通理解を図りながら進めます。事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- 確認されたいじめについての記録を残し、中学校へつなげます。中学校でも見守りを継続していきます。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「重大事態発生時の対応フロー図」により、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。(富士宮市いじめ基本方針)
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 いじめ重大事態への対応について

- いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年3月文部科学省)」を踏まえ、適切に対処します。

(1) 重大事態とは

- (ア)いじめによる児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合(法第 28 条第1項第1号)
 - ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合(同第2号)
- (イ)欠席の原因がいじめと疑われ、児童が相当の期間(年間 30 日を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で児童が一定期間、連続して欠席しているとき。
- 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たります。

(2) 重大事態についての調査について

- 重大事態が発生した場合には、学校は富士宮市教育委員会に報告し、富士宮市教育委員会の判断のもと、速やかにいじめ対策委員会を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。調査は、因果関係の特定を急がず、網羅的明確に行い、調査方法は、児童や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などが考えられます。なお、いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、児童の尊厳を保ちつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行います。

(3) 情報の提供について

- 富士宮市教育委員会や内房小学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

7 年間の取組計画について

いじめ防止プログラム年間計画

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	児童	保地		
適宜	○			いじめ・生徒指導委員会	いじめ・生徒指導委員会
		○		心の健康観察アプリ(LEBER)を活用した心の健康観察の実施	LEBER
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
			○	学校だよりにより学校の取組方針掲載、周知	学校便り
			○	PTA 総会での保護者への周知	PTA 総会
		○		人間関係づくりプログラム①	特別活動
		○		人間関係づくりプログラムアンケート①	
	○			アンケート分析・傾向	
5		○		不登校対策支援員や特別支援教育相談員、スクールカウンセラーによる児童の見取り	教室巡回
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
6		○		いじめ実態アンケート	
	○			アンケート集計・考察、教育相談(児童)	
		○		人間関係づくりプログラム②	特別活動
		○	○	スクールカウンセラーによる面談(全児童)	スクールカウンセラー
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
7			○	学校評価保護者アンケート・個々面談	
		○		学校評価児童アンケート	
	○			アンケート分析・取組の改善	
		○		人間関係づくりプログラムアンケート②	
	○			アンケート分析・傾向	
			○	教育相談	保護者面談
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
8	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
9	○			1学期評価から、計画の修正及び実施	職員会議
			○	学校評価結果報告	学校評価便り
		○		学校行事(運動会)参加にあたり心構え	特別活動
		○		人間関係づくりプログラム③	特別活動
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
10		○	○	スクールカウンセラーによる面談	スクールカウンセラー
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
11		○		人間関係づくりプログラム④	特別活動
		○		いじめ実態アンケート	
	○			アンケート集計・考察、教育相談(児童)	
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
12	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
		○	○	学校評価保護者・児童アンケート	
	○			アンケート分析・取組の改善	
			○	懇談会で情報交換	保護者懇談会
1	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
		○		学校評価結果報告	学校評価便り
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
2		○	○	スクールカウンセラーによる面談(6年生中心)	スクールカウンセラー
		○		人間関係づくりプログラムアンケート③	
	○			アンケート分析・傾向	
	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		いじめ実態アンケート	学級活動
	○			アンケート集計・考察、教育相談(児童)	
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
3	○			今年度の反省・次年度取組事項の協議	職員会議